

格 野 り	作 業 内 容	4月				5月				6月			7月	8月	9月	10月	11月以降	備 考	
		10	20	3	10	17	24	31	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
外 部 環 境 改 善	R zone [アノラックエリア] ※1 Y zone [カバーオールエリア] ※2 G zone [一般服エリア] ※3 連続ダストモニタ ※1 1～3号機原子炉建屋内、及び1～4号機タービン建屋並びに周辺建屋のうち滞留水を保有するエリア ※2 上図以外においてもG zone 内で高濃度粉じん作業（建屋解体等）や濃縮塩水等のタンク移送ラインに関わる作業等を行う場合は、Y zoneを一時的に設定する。 ※3 図中のG zone の他、共用プール建屋の一部エリアも対象とする。 管理対象区域の運用区分 レイアウト 提供：日本スペースイメージング, ©DigitalGlob																		